

## 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

豊田労働基準監督署（署長 蓑津 智行）は、令和6年9月20日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋地方検察庁岡崎支部に書類送検した。

### 記

#### 1. 被疑者

株式会社協豊製作所ほか1名

（所在地：愛知県豊田市トヨタ町 事業内容：輸送用機械器具製造業）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第21条第2項

労働安全衛生規則第519条第2項（墜落防止措置）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項（労働安全衛生法の適用に関する特例等）

労働安全衛生法第119条第1号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和6年5月15日、愛知県豊田市永太郎町地内にある田代川堤防において、株式会社協豊製作所小原工場に派遣された労働者（77歳）（以下、「派遣中の労働者」という。）が、高さ3.8メートルの堤防で草刈作業中に、当該堤防の端から田代川へ墜落し、その後死亡する災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがある箇所において、囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難な時は、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させなければならないと規定されており、労働者が派遣労働者である場合、派遣先が当該措置を講じなければならないとされているが、派遣先に当たる被疑者は、上記災害発生時、派遣中の労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の墜落防止措置を講じなかった疑いがあるもの。